

令和4年 第110回(定例)神河町議会会議録(第2日)

令和4年12月14日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和4年12月14日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 澤田俊一	9番 藤原資広
5番 安部重助	11番 栗原廣哉
6番 吉岡嘉宏	12番 小寺俊輔

欠席議員(1名)

4番 廣納良幸

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 小林英和 主査 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟	建設課長 野崎直規
副町長 前田義人	地籍課長 藤田晋作
教育長 入江多喜夫	上下水道課長 谷総和人
総務課長 岡部成幸	健康福祉課長 桐月俊彦
総務課参事兼財政特命参事 黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 木村弘美
税務課長 長井千晴	会計管理者兼会計課長 北川由美
住民生活課長 平岡民雄	町参事兼病院副院長兼事務長
住民生活課副課長兼防災特命参事	

..... 井 出 博 春 名 常 洋
農林政策課長 前 川 穂 積 病院総務課長兼施設課長
ひと・まち・みらい課長 井 上 淳一朗
..... 真 弓 憲 吾 教育課長兼給食センター所長
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事 高 橋 宏 安
..... 石 橋 啓 明

午前9時30分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第110回神河町議会定例会第2日目の会議を開きます。

廣納良幸議員から病氣加療中のため、また、宮本教育課社会教育特命参事から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、質問は1要旨1問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっています。終了10分前と5分前にはブザーを鳴らし、60分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第12条第1項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと定めています。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、2番、木村秀幸議員を指名します。

2番、木村秀幸議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。皆さん、おはようございます。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

問い1、神河町暮らしの便利帳について。①次の発行予定を検討されていますか。神河町暮らしの便利帳の発行は2018年1月にされていますが、もうすぐ5年がたとうとしています。発行されてから、年金制度が改正されたり、コロナが出始めてからいろいろな手当、支援、補助が出ております。毎年とはいいませんが、暮らしの便利帳を発行していただきたいです。ホームページでは暮らしの便利帳が2020年度版になっております。神河町の人口、約1万人ですが、約38%が65歳以上の方です。そのうちの何%の方がホームページをスムーズに見られるでしょうか。ホームページを見てくださると有線放送や窓口で言われますが、もう少し親身になって対応していただきたいです。各病院、町内のお店、公民館などに置いていただき、待ち時間にでも見られるようにするなど、いろいろな対応ができるかと思えます。1回作って終わりではなく、変更になったところがあれば、そのページだけ差し替えができるようにルーズリーフタイプで作っていただきたいです。福崎町では、このようにガイドブックを作って、差し替わった部分を差し替えられるように1ページごと配布されて、交換されたりします。このようなものを作っていただきたいです。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

暮らしの便利帳のリニューアルについては、神河町誕生20周年となる令和7年度とし、全戸配布は行わず、町ホームページでの閲覧を基本としながら、冊子が必要な方に配布することを考えています。

理由といたしまして、1点目、暮らしの便利帳の発行については、初版が合併時の平成17年度、そして第2版が平成29年度で、第2版が発行されてからあまり経過していないことから、次の発行機会として、合併20周年の令和7年度を目途として考えております。

2点目として、ペーパーレスを進めることがSDGsの17のゴールのうち12番目、つくる責任、つかう責任、そして、15番目の陸の豊かさを守ろうにつながり、環境問題に取り組む姿勢を示すことができるものと考えています。また、ペーパーレスを進める利点として、修正が可能となり、町のホームページ等で最新の情報提供ができることも視野に入れています。

このペーパーレスにつきましては、神河町公式LINEの公式アカウントの友だち登録が3,676人で、11月末における18歳から75歳までの神河町の住基人口が7,269人と、半数の方に御利用いただいていることを考えますと、今後はスマホやタブレットを中心とした情報発信を推進することが必要ではないかと考えています。LINEにおける友だち登録が増えた理由として、神河町では新型コロナワクチン接種予約にLINEを活用したことが大きな理由ですが、大幅に登録者数が増えたことと併せて、今

後は国においてマイナンバーカードを利用した様々な行政サービスが提供されていくこともデジタル社会を目指す大きな推進要因となっています。

一方、全ての住民を対象とし行政サービスを行う役場としては、特に高齢者世帯等には引き続き冊子としての紙媒体の配布が必要と考えており、その範囲など、今後の検討課題があることも認識しています。

次に、次回の暮らしの便利帳の発行までの行政情報につきましては、町広報紙と町ホームページを有効活用し、最新の行政サービスの情報提供に努めてまいります。

また、住民が相談したいことがあれば、役場のどの課でも御連絡いただければ対応してまいりますので、気軽にお電話いただければと考えております。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。LINEの友だち登録を一人でも多く登録してもらえるように、病院、町内のお店にもチラシを貼ってもらい、周知してもらえるようにお願いします。

赤ちゃんからお年寄りまでが使える補助制度、支援制度、手当など、取りこぼしがないようにするためにも、早急に紙ベースの暮らしの便利帳も必要だと思います。2025年に廃止されますが、高年齢雇用継続給付、介護休業給付、住宅改修予防給付、住まい給付金、9歳未満対象の小児弱視治療用眼鏡等の治療費支給、企業年金など、ホームページなどを調べてやっと分かるような補助金や給付金を町側から伝えることが大事だと思います。

例えば企業年金の場合、原則65歳からお受け取りいただけます。しかし、2022年時点で全国の111万人以上の方がもらい忘れています。なぜこんなに多いかというと、旧姓で働いていたときに企業年金を掛けていて、その後、名字が変わった方が多いみたいです。2022年、全国で65歳以上の人口は約3,627万人です。3,627万人割る111万人は、約32.67%です。イコール、32人に1人、もらい忘れてることになります。

神河町の65歳以上は約4,000人ぐらいいます。4,000人割る32人で、125人になります。神河町だけでも125人前後がこの情報だけで食いつぶれを防げる暮らしの便利帳になると思います。この情報などを神河町民が他の町の友達などにシェアしたら、神河町をすごくいい町、町民に優しい町とっていただけるかもしれません。

これを聞いて、どう思いますか、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） おはようございます。総務課、岡部でございます。木村議員の御質問、御意見にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、本当に貴重な御意見というか御提言をいただいております。ありがとうございます。先ほど町長から申し上げましたとおり、紙ベースでの配布、当然、私たちも大事

だろうというように思っております。町長の答弁にもありましたとおり、一部高齢者といえますか、高齢者の方っていう言い方をするとお叱りを受けるかもしれませんが、スマートフォン、そういったデジタル対応のものを使用できない方もいらっしゃると思いますので、そういった方については紙ベースのものをというのとは当然のことだろうと思います。私どももそのように考えております。

その上で、頻度をどの頻度で発行していくかということですが、先ほど町長が申しあげましたとおり、次のいいチャンスといえますか、一つの目安として、次、令和7年度に20周年を迎えるということで、一つの発行期限にしたいなというように考えておるところでございます。

先ほど言われておりました、たくさんの方の給付であったり補助であったりということが少しでも多くの方に知らせていくことができれば、それは行政として当然の使命といえますか、任務だろうと思っております。そういった意味では、やはりどんどんどんどん情報が変わっていく、新しい情報に変わって、伝えていかなければならないことが変わっていくということだと思いますと、迅速に変えようと思うと、やっぱりデジタルのほうが今の時代は便利ではないかなというように思っております。当然、ベースとなる部分については紙ベースもいいたろうとは思いますが、毎年毎年変わるようなものについてはやっぱりデジタル、それから、地球環境のことも考えて、変えていくというようなこともいいたろうと思います。

ホームページで掲載する暮らしの便利帳の、どない言うんですかね、この冊子分のPDFというのが載っておると思うんですけれども、あれも冊子として出したものを中身を変えていくというのも一つの更新であると思えますし、それから、PDFの部分だけではなくて、本来、町がホームページでいろんな、できるだけこちら、役場のほうとしても更新をかけるようにしておるんですけれども、ホームページ自体の中身の中でいろんな情報を提供していくということについては、ふだんから役場の職員も気をつけて、新しい情報があれば情報提供をさせていただいておりますので、そういった話の中で、できるだけ町民の皆さんに情報はお伝えしなければならないという意図は私たちのほうもよく感じておりますので、一つは、ペーパーでいいますと一つの年限を切ってということをお考えおると、できるだけ迅速にお伝えしなければいけないことについてはホームページ、あるいはそういったSNSのLINEであったりとか、あるいは音声である定時放送であったりとかいうようなことでお知らせをしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。デジタルもいいんですけど、もしもの災害や通信障害などがあつたとき、紙ベースなら避難場所がどこかも調べれるし、何か起こってからでは遅いと思います。いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。おっしゃるとおり、全てが途絶えたらということにはなるんですけども、紙ベースも一長一短あると思います。紙で置いていても、その紙が家にあって、改めて見れないとか、それから、どっか紛失をしてしまったというようなこともあろうかと思えます。ですが、先ほど議員言われましたとおり、携帯やスマートフォンをいつも持ってるか、あるいはバッテリーがどうなのか、ネットワークがどうなのかということも考えますと、いつもが見れる環境にあるのかということをお考えすると、そうでない可能性も出てくるということですので、どちらも一長一短はあろうかと思えますけれども、先ほど申し上げましたとおり、役場のサービスを考えたときに、非常に緊急度を持って見なければいけないということは、やっぱり最新の情報ということになりますので、そういったところはやっぱりデジタルで、しかも、災害が起こっても、通信が途絶えないようにバッテリーのバックアップを取っておったりとか、それから、行政も非常用発電で発信をするようにしておったりとか、いろんな対策も取っておりますので、そういった中で、非常時においてもデジタルで対応をできるだけするように、こちらも対策を努めているところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。町民が住んでいてよかったと思ってもらえるようになるようにお願いします。

次の質問に移ります。問い2、総合病院でのWi-Fi完備、予約アプリについて。

①、8月17日の民生福祉常任委員会で、経営改善計画対象項目に、待合スペースのWi-Fi完備を短期で行うと記載されておりました。短期とは今年度、もしくは1年内と言われておりました。進捗状況を教えていただきたいです。よろしくをお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

当町では、病院経営改善対策本部を軸として、病院の様々な課題について議論し、各種対策を講じてまいりました。Wi-Fi整備についての要望は、同本部として実施した住民アンケート調査への御回答として住民から御要望をいただいていること、また、総務省の経営・財務マネジメント強化学業においても課題として共通認識されたことから、待ち時間の解消、また、患者サービスの充実のための取組として、現在検討しているものでございます。

詳細につきましては、病院副院長兼事務長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

御存じのとおり、昨年度末に実施いたしました住民アンケート調査におきまして、当

院を利用しない理由は何かという問いを設定させていただきました。そこで圧倒的に多かった回答が、待ち時間が長いからというものでした。確かに当院は外来患者数が多く、その入院患者との割合が近隣の公立病院と比べましても非常に高い状況にあります。また、初診と再診の担当医を分けられていない診療科や1人診療科も多くあり、さらに、救急患者発生時にはなおさら待ち時間が大きく生じている状況にあります。また、会計の場面でも、患者数が多い曜日の午前中にはお待たせすることが多いという状況にあります。

しかし、待ち時間の物理的な解消という抜本的な対策には多くの時間を要することから、まずは、できるだけ待ち時間を感じさせない対策として、外来待合スペースを中心に、Wi-Fi環境を整備してはどうかと考えているところです。経費的にはそんなに大きなものではありませんが、病棟を含む最終的な整備範囲の検討であるとか、セキュリティ対策の要否、また、整備することによって新たに生じる運営上の課題など、検討はこれからとなります。

なお、現在は、まだ経営改革推進室の担当者レベルでの検討段階にあり、病院としての最終的な意思決定段階ではないことを申し添えます。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。

待合スペースの場所によるかもしれませんが、電波が少し悪いところがあり、仕事の連絡が取れなかったりします。また、待ち時間が長く、とても大人でも退屈してしまいます。子供さんも退屈してしまい、なおかつユーチューブで動画を見れず、ぐずっているところを必死にあやしているお母さんやお父さんも見受けられます。いつ呼ばれるかわからないため、待合スペースから離れられない。少しでも早くWi-Fi完備をしていただきたいです。今のお考えを教えてください。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。議員御指摘の電波の悪いところというのは、Wi-Fi整備の以前の問題としまして現在認識しているところですので、何らかの対策、アンテナを立てるとか、そういった対策は講じてまいりたいと考えております。電波が悪いがゆえに時間を持て余すというところ、そういったあたりもWi-Fi整備というところをきっかけに改善してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。Wi-Fiが完備されたら、子供から大人まで大変喜ばれると思います。一日でも早くWi-Fiが完備されることを祈って、次の質問に参ります。

②神崎総合病院の待ち時間が長ければ、コロナ感染、インフルエンザ感染などの感染

リスクがあります。他の病院では待ち時間を減らすため、人が集まらないようにするためにも予約アプリなどを導入しています。予約アプリ導入の検討状況を教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、公立神崎総合病院は、郡内唯一の公立病院であり、郡内の新型コロナウイルス感染症対策の拠点として、発熱者外来対応、病床確保、予防接種への協力など、様々な役割を果たしているところです。

議員がおっしゃるとおり、そもそも感染症は、基本的には接触さえなければ感染しないわけですから、特に病院の外来のように、必要とはいえ、患者が多く集まる機会や時間を少しでも減らすことができれば、それだけリスクも軽減できるものと考えます。

現段階における予約アプリ導入に係る検討状況につきまして、病院副院長兼事務長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。それでは、説明させていただきます。議員おっしゃるところの予約アプリの導入についてですが、検討状況を御報告いたします。

まず、あるシステムベンダーへのヒアリング結果を踏まえまして、予約アプリを2つの大きな機能に分けて御説明いたします。まず、1つ目が時間予約機能、2つ目が順番予約機能、順番予約、これは呼出し機能ということともセットでございますが、この2つについて整理して御説明いたします。

まず、1つ目の時間予約機能についてですが、結論から申し上げますと、この機能の導入は、運用上の理由によりまして困難ということになります。その理由としまして、まず、病院の既存の、言わば現在の電子カルテとの連携が難しいという点、これが1点。それと、病院側が考える診療科と患者が考える診療科のミスマッチ、これが容易に起こり得る点というのが2点目です。この2点が決定的な要因だと考えます。

1つ目の時間予約機能は、患者が各自のパソコンやスマホから診療時間の選択とともに診療科目を独自に判断するわけですから、診療科のミスマッチは容易に起こります。必ず起こります。この場合、一から予約し直しとなりまして、患者の身体的・精神的負担は逆に大きなものとなります。例えば診療所に多くあるような眼科や皮膚科などではミスマッチは少ないでしょうから、導入は可能なのかもしれませんが、内科や外科というさらに細分化・専門化した領域を持つ診療科となりますと、それぞれの医師の専門性やマンパワーなどに左右されまして、病院ごとに診療科間の境界線、これが異なります。例えば、当院では腹痛は外科が診るということになっておりますが、患者さんの一般的な感覚とは異なっているものと思われまます。

さらに、この時間予約機能の導入のためには、現在は運用していない外来担当医ごと

の毎日の予約枠の中に初診枠というものを設定する、そういうルールをつくる必要があります。これは検討に相当の時間を要することが想定されます。

以上が1つ目の時間予約機能についてです。

続いて、2つ目の順番予約ですね、これは呼出し機能ともセットですが、この2つ目の機能についてです。これは、患者が診察待ちの時間を過ごす場所を病院内の待合スペースから開放されて自由に使えるようにして、そして、ストレスからも開放しようというものです。この順番予約機能により発行される番号、例えば銀行でいいますと、順番待ちの券が出てきますが、ああいった券をイメージしていただければと思うんですが、その予約機能により発行される番号によって、新規患者の中で何番目と、あくまでも新規患者の中では何番目だということでは容易に実現できるかもしれないんですが、そこには電子カルテ側で保持している再診患者の予約情報が含まれていない。つまり、再診ってというのは再来診察の再診ですが、再診患者の予約情報が含まれていないわけですから、システム内で順番や待ち時間の計算ができないことになります。現実的には使い物になりません。やはり、電子カルテと連携して、再診患者の予約情報を抽出する必要があります。

ただ、この順番予約機能につきましては、もし実現できれば、かなり喜ばれるサービスになると思われるため、ベンダーに対しまして、工夫の余地の有無について、さらなる検討をお願いしたいと、まだ私個人の域を出ておりませんが、そのように考えています。

ちなみに、そのベンダーは全国における予約アプリの導入実績が2,000以上ございますが、全て診療所でした。病院の事例は皆無、ゼロでした。それは、そのベンダーが診療所向けの電子カルテベンダーとタグを組んで、カルテと予約システムの連携を特徴とした商品開発をしているからこそできてるものと思われれます。ほかのベンダーもおおよそ同じ動きをしているものと思われれます。

長くなりましたが、まとめますと、既に運用している電子カルテの予約情報がシステム連携により外部システムから抽出できない限りは、無理なく安定した運用は困難ということになります。

最後になりますが、予約アプリを整備することによって、院外で待てる環境を整備することと、先ほどのWi-Fi環境の整備によりまして、院内で待つ環境を整備するということの一見矛盾する点につきましては、少し整理は必要かなと考えるところです。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） ありがとうございます。ミスマッチと言われていたましたが、不安な方は電話予約も可能でいいのではないのでしょうか。やってみて駄目ならば、戻したらいいと思います。電話予約されてきた方は、アプリ予約を少しずつ教えて、サポートが必要だと思います。神崎総合病院はとても必要なところですよ。なくなられては

困るから、お願いします。

眼科とか歯科の、目に見えて分かるところだけでも予約アプリを導入とかはどうでしょうか、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。議員御指摘の眼科、歯科だけでもというところではございますが、歯科につきましては、実は電子カルテは病院のものとは別のものを使っておりますので、あくまでも別の仕組みという意味では、独立して運用は可能かもしれないんですが、結局は、先ほどの、やはりシステム間の連携ができないと、情報がそれぞれのシステムの中に閉ざされた状況でありますと、運用は困難という結論には変わらないのかなと考えます。

あと、病院の眼科のほうですが、眼科は病院のシステム全体を使っておるんですが、眼科だけの運用というところが、一つはコストパフォーマンスで取れるのかというところもあります。単独の科だけの運用というところが、複数の科を受診される患者さんも多くおられますので、その中で現実的に可能かどうかは今後の検討にしたいと考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。利用者さんがスムーズになったと言ってもらえるような病院を願っています。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で木村秀幸議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を10時10分とします。

午前10時03分休憩

午前10時11分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、11番、栗原廣哉議員を指名します。

栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） おはようございます。11番、栗原です。マスクを外させていただきます。それでは、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

近年は、地球の温暖化から異常気象となり、急激な温度の上昇で局地的なゲリラ豪雨が降る可能性も高く、また、山崎断層帯が近くを走る当町においても、地震等による災害の発生も予想されるところです。

神河町においては、平成31年2月に神河町地域防災計画を策定し、防災に努めていますが、このたび、令和4年3月に同計画の一部を改正しています。令和4年度に町長が行われたブロック別懇談会において、7ブロックのうち3ブロックで地域防災計画に

についての質疑等があり、他の4ブロックについても災害関係の質疑があるところから、神河町地域防災計画の改正点と主立った内容、また、住民に対する地域防災計画の周知状況についてお尋ねします。

小さい項目としましては、役場職員の地域防災計画における役割と認識、他の行政機関との連携、地域住民に対する防災計画の周知状況等についてであります。

なお、この小さい項目については関連がありますので、一括で答弁を願います。よろしくお願ひします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、栗原議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河町地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条第1項に定める市町村地域防災計画として、災害対策全般に関し、町、その他の防災関係機関、さらには関係団体や住民の役割と責任を明らかにするとともに、基本的な指針を示すものです。

当町におきましても、本年3月に災害対策基本法、国の防災基本計画、兵庫県地域防災計画に基づき、計画の一部を改正しております。内容は、広域避難に向けた体制整備、福祉避難所の充実、また、新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策の充実などに関するものです。また、令和2年3月には、地域防災計画の下位計画として、大規模災害時において優先的に行う応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務を特定し、適切な業務を行うための業務継続計画を作成しました。昨年度は、災害救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合の受援体制や支援を要する業務などを具体的に定めた業務継続計画を補完するための災害時受援計画、また、災害発生直後からおおむね一月の間に実施すべき業務手順を示した職員の防災対応マニュアルを作成しております。

そのような中、各区には、地域の環境や特性に応じ、自ら防災活動を行うための共助による防災計画である地区防災計画の作成をお願いしているところです。本年度のブロック別町長懇談会では、集落の避難場所となっている公民館は大規模な火事の避難場所には指定されているが、水害、地震の避難場所には指定されていない、どこに避難すればよいのか。また、避難行動要支援者を避難させる場合は、どのようにすればよいかといった御意見など、地区防災計画の作成に大変苦慮しているという声をいただいております。

この地区防災計画は、大規模災害から住民の命を守るための大変重要な計画ですので、計画作成について課題や問題などがあれば、担当部署である住民生活課に御相談いただき、必要に応じて職員が直接、各区にお伺いするなど、全区で地区防災計画を作成していただけるように進めております。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

それでは、栗原議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域防災計画は4編の計画で構成されており、1つ目の役場職員の役割につきまして、災害予防計画、災害復旧計画では、業務または事業ごとに担当課を決めております。また、風水害等災害応急対策計画、地震災害応急対策計画では、各災害対策班の事務分掌により、初動、応急、復旧の時期に実施すべき業務を定めております。また、地域防災計画の下位計画として、令和2年3月に業務継続計画を策定しております。内容は、大規模な災害が発生し、行政自らが被災し、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に行う応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務等を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などについて定めたものです。さらに、地域防災計画の下位計画として、業務継続計画を補完する災害時受援計画を本年3月に策定しました。内容は、本町で災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合に、膨大な災害対応業務とともに、優先して継続すべき通常業務の対応が必要となることから、このような事態であっても応援職員などを迅速、的確に受け入れ、情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務について具体的に定めたものです。

同時に、発災直後の3時間、24時間、3日以内、そしておおむね一月をめぐり実施すべき災害対応業務について、各担当班及び関連する班、消防団等が行う業務手順を示した職員の防災対応マニュアルについても作成しました。

そのほかにも、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所運営開設時における感染症対策マニュアルを作成し、令和元年度より役場職員を対象とした避難所運営訓練を毎年実施しております。また、本年度は、兵庫県広域防災センターの職員、兵庫県防災士会の指導の下、防災情報システム、これは災害発生時における通報情報や要請、対応情報を入力しまして、災害対策本部内で情報共有、管理するためのシステムでございます。このシステムを活用し、災害時における情報収集並びに通報者からの要請に対する指示内容の検討、さらにその指示内容を具体的にどのように対応したのかなど、風水害を想定した図上訓練を実施いたしました。このように、発災時に戸惑うことなく対処できるよう職員対象の防災訓練を実施することで、地域防災計画、水防計画の再確認と各担当課、担当班の役割についての認識につなげております。

2つ目の関係機関との連携につきまして、まず、神河町防災会議を設置し、中播磨県民センター県民交流室ほか、中播磨健康福祉事務所、姫路土木事務所に加え、福崎警察署、姫路市中播消防署、関西電力送配電株式会社、西日本旅客鉄道株式会社など、指定公共機関などの役員、職員の方に委員として委嘱させていただき、地域防災計画の改正や災害発生時の情報提供、また、情報収集などで連携しております。その他の連携として、神戸地方気象台からの気象情報、気象予測などの情報提供、兵庫県及び県内29市12町による市町相互間の災害時受援協定のほか、西播磨地域5市6町との防災協定、また、13市9町による播磨広域防災連携協定、姫路市、市川町、福崎町、また、朝来市、多可町と消防相互受援協定、災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書、

町内福祉施設との福祉避難所に関する協定や、兵庫県水質保全センターとの浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定、兵庫県、各市町、各水道企業団等による上水道災害相互応援に関する協定のほか、町内各事業所と生活物資の確保に関する協定や兵庫県環境事業商工組合との災害時における廃棄物処理に関する応援協定などを締結しております。

また、大規模災害発生時には、自衛隊、国土交通省からの緊急災害対策派遣隊、T E C - F O R C Eといますけれども、また、厚生労働省からの災害派遣医療チーム、D M A Tなどの応援要請についても、危機管理・防災関連の会議や研修などを通じて情報共有をしております。

3つ目の地域住民に対する防災計画の周知について、地域防災計画に関しましては、計画本編及び資料編を町のホームページに掲載しております。

特に町民の皆様にご確認いただきたいところは、住民参加による防災力向上の自主防災組織の育成の部分となります。これにつきましては、毎年、自主防災かみかわ総会時に防災講演を実施することで防災思想、防災意識の普及啓発に努めております。なお、本年度は自主防災かみかわ総会時に同時開催いたしました生活支援協議体推進フォーラムにおきまして、防災科学技術研究所から講師を招いての防災講演や事例発表、行政からは自主防災訓練時のアンケート調査の結果報告などを行っております。

また、本年度から自主防災かみかわで、防災士の取得に必要な費用を助成する防災士取得助成制度を創設し、消防団分団長以上の経歴のある消防団O B及び現役消防団幹部の皆さんに案内をしまして、現在、消防団から2名の申請がされております。

このような地域の防災リーダーの方を増やし、育成していくことで、地域の防災力の向上につなげていきたいと考えております。

以上で栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） まず最初に、町長答弁の中でありました改正の内容である広域避難に向けた体制整備、福祉避難所の充実、また、新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策の充実等について、簡単に御説明願えますか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。地域防災計画の改正の点の主立ったことについて御説明をいたします。

まず、広域避難に向けた体制整備につきまして、町外へ広域避難が必要な場合、県に報告した上で、県内市町に避難者の受入れを直接協議する、また、応援協定の締結により、広域避難に向けた関係者間での協力体制を構築するといったような内容でございます。

福祉避難所の充実につきましては、高齢者、障害者などの要援護者が避難できるように福祉避難所を指定し、必要な避難先を確保するといったようなことでございます。

もう一つの、新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策の充実につきましては、

県が作成しました新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインに基づく避難所対策の推進、また、感染症下における適切な避難行動の推進ということで、垂直避難などの防災避難の事前周知や、発熱などの症状がある人など、それぞれの状態に応じた避難先を示すといったような内容のことです。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 分かりました。

次に、令和4年度に町長ブロック別懇談会が5月30日から6月20日まで行われ、各ブロックからの要望が出ております、質疑が出ております。簡単に申し上げます。大山ブロックは、地区防災計画の行政の関わりの強化。寺前ブロックが、地区防災計画における避難の在り方について。小田原ブロックが、地区防災計画の避難行動への協力を。粟賀ブロックが、河川のしゅんせつ計画、過去に災害があったところを優先で。越知谷ブロックが、緊急道路の確保として、町道の級の見直しを。粟賀南ブロックが、安全安心カプセルの情報更新を。長谷ブロックが、残土処理地の早期代替地の確保等の質問が出たと総務文教委員会で聞いております。

先ほどの町長答弁の中であった、集落の避難場所となっている公民館は、大規模な火事の避難場所には指定されているが、水害、地震の避難場所には指定されていません。どこに避難すればよいのかといった意見があったということですが、これは神河町のハザードマップの、これですね、これに載っております、マル・ペケがついた分があるんですね。私もこの質問をしようと思ってからいろいろ調べてみたんですけど、もうバツがついてるところがいっぱいあります。実際にこういう質問が出たときに、どう回答をされておりますか。ちょっとお聞きしたい。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

基本的には地区防災計画の中で、それぞれの集落によって、それぞれの事情がございますので、その中でどういった避難をしていくかということをそこで記載して、共有していただきたいということを基本で考えております。

そういった中で、どこに避難したらいいのかという部分は、どうしても集落だけでは判断がつかないということも当然ありますので、町長も申しあげましたように、町の職員が集落に出向いて、いい方法がないかということと一緒に考えていくというような御回答をさせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 確かに神河町は、町の87%が山林であり、どうしても水害、土石流等の被害、または地震があった、こういうときの避難場所ってというのは難しいと思います。今決められている緊急避難場所、ほとんどがオーケーじゃないですね。頑丈な設備があればいいんですけど、なかなか難しいと思います。だから、住民の方に寄り添って、いろいろと一緒に考えていく必要があるんじゃないかと思います。

次に、同じところで、また、避難行動要支援者を避難させる場合、どのようにすればよいかといった意見があったと思うんですが、私の地区でも結局、市川の水が出たときに、あふれてきた、なら、どこへ逃げるかっていう話になったことがあるんです。だから、そのときは、やはり高いところに逃げなあかんと。私んとこの地区、栗いうところでは、高いのはどこかっていうたら、線路なんですね。播但線の線路です。なら、線路へ取りあえず逃げようと。もう電車も水がそんだけ出れば通らないやろうということになったんですけど、ほんなら、今度、老人をその線路まで連れて上がるができないんですね。ほんなら、誰がそこまで運ぶんやということになったときに、そこで話は途絶えてしまいました。こういう相談をもし仮に受けたときに、どういうふうな対応をされますか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

まず、避難行動要支援者の関係につきましては、名簿を健康福祉課のほうで作成していただいております。そういった部分で、区のほうにも、また、消防団のほうにもそういった名簿が提供されているというところでございます。そういった名簿に緊急連絡先であるとか、いろんな情報を記入していただくことで、災害が発生するまでに避難していただくということが基本かなというふうには考えております。最終的には、困難な場合には、災害対策本部のほうに御連絡していただくということも一つの方法かなと思っております。台風前にはそういった部分で、そういうような災害が発生する前には、事前にそういった方にも御連絡するような体制整備も整っているように健康福祉課のほうから聞いております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。先ほど井出特命参事が御説明しましたとおり、神河町では現在、299人の方が避難行動要支援者名簿のほうに登載をしております。その中で、235人の方が安心安全カプセルを自宅のほうに持っておられます。その中でも、全ての方が家族さんがおられないとかいうことではなくて、やはり家族の支援とか近所の支援ができる方もおられますが、どうしても支援が本当に必要やという方が約50人ぐらいおられます。令和7年までにその50人の方に個別支援計画というのを立てて、もし災害が起きたときにどういうふうに支援をしていくかということで、今計画を立てております。本年度、少ないんですけども、5名計画を立てまして、来年度予算のほうで20名を立てる予定にしております。令和7年度までにこの50人の方の全ての計画を立てていきたいというふうに思っています。

また、事前に台風なんかで避難が必要やというふうに見込まれる場合につきましては、ケアマネジャーとか地域包括支援センターのほうの前日までに、この方はショートステイを利用して避難をしたほうがいいのか、あと、在宅酸素療法などで停電が起きたときに対応が困難な方については、短期の入院などの相談もさせていただいているという状

況でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の健康福祉課長から命のカプセルの話が出ました。これは今、どの程度広がっているんですか。町内全体に広がっているんですか。ちょっと確認させてください。

○議長（小寺 俊輔君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。町内全員を対象に、このカプセルのほうの普及を図っているというところで、各民生委員さん、また、ケアマネジャーさんを中心に登載をしていただくようお願いをしている。また、広報でもお知らせをさせていただいてるという状況です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） それはいい試みだと思います。積極的にどしどし進めてください。

そうですね、どうしても地形的なもんがありますね。神河町の場合は4つの谷があって、例えば昔、長谷の峠というところで大きな岩が転んできた。もう、ほんなら、迂回するしかないですね、寺前へ出てくるのに、生野を回ってから出てくると、そういう状況になりました。その前にも砥峰のほうでも道が塞がったというような事例もあります。やっぱりどうしても地形的に山と川と道路が狭い、それで、複数走ってない。例えば越知谷にしてもそうですね。奥、道が、例えば崖崩れが起きれば、もう通る道がない。奥猪篠もそうですね。上越知でもそうかもしれません。そういうところがあるんで、非常に災害が起こったときには、対応を急ぐ必要があると思います。そのためにもやっぱり地区の防災、地域の人との連携が大事やと思います。

それと、今言えるのは、分かる防災ですね。例えば台風とか水害、これは前もって今、気象予報が出ます。だから、前もって逃げる、これが一番やと思います。先ほど防災担当官がおっしゃったように、早めに逃げる、もうこれが一番ですね。だから、いざとなって助けてくれっていうのが住民なんですけど、やはり早めに逃げてもらう。もう地震の場合は急に来るもんなんです、ちょっとすぐに逃げることはできないんですけど、水が増えていくというのは必ず前置きがありますんで、住民の方に積極的に逃げてもらう。もうこれが一番やと思います。

次に、避難所運営開設時における感染症対策マニュアルを作成したとあるんですが、この主立った内容だけ簡単に教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） すみません、住民生活課、井出でございます。町の避難所のコロナ対策につきましては、町の施設の指定緊急避難場所について、先ほど申し上げましたように、避難所開設時における感染症対策マニュアルを作成しております。具体的には、健康管理チェックリストなどを使いまして、まず、開

設時に職員が行うこと。また、避難者を迎えるときに行うこととしまして、まず、消毒であるとか、体温の測定であるとか、また、そして、そのときに健康管理チェックリストに記載していただくとかというような対応。そして、もしそういった感染、また、体調不良の方がいらっしゃる場合には、要隔離者のスペースを設けておりますので、そこに受け入れするというようなところ。また、そのほかにも安全管理の部分で、適宜、消毒をしていくというようなところとか、あと、最終的に避難所の併設時に行うことなどを定めたマニュアルを作成しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 分かりました。

次に、関連機関との連携については先ほど説明がありました。かなりたくさんの方々と連携結んでおられます。かなり、でも、これ、ちょっと古いとも思うんですけど、最近、みんなが持ってますNTTドコモ、au、ソフトバンク、こういうところとの連携はありますか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

おっしゃられるようなNTTとか携帯のキャリアの業者さんとのそういった連携につきましては、町と直接の協定は結んでおりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今後は直接結ぶということもないんですか、考えてないんですか。その辺どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

どういった内容の協定が必要であるのか、ちょっと内容について、私、ちょっと今、個人的には皆さんがお使いになられているものでございますので、それを町と直接協定を結ぶことで何ができるかなというようなことがすぐにちょっと思いつかないんですけども、他市町の状況で、もしそういった事例がございまして、協定を締結されているようなことがありましたら、神河町としましても同じように進めていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 前向きに善処してください。

次に、自主防災組織の育成について町民の皆さんに確認していただきたいということだったんですけど、自主防災組織の育成について簡単に説明してください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

自主防災の育成についてということでございます。まず、ひょうご防災リーダー講座というものが兵庫県の広域防災センターからの御案内で、防災リーダーの育成についての

講演、こういうような講座の御案内がございます。そういった講座につきましては、講座を受講された場合には、防災士の受検資格というものを付与されるというものでございます。そういった講座の御案内につきましては、各区のリーダー様、そして消防団のほうにも御案内をさせていただいているというところでございます。

また、先ほども申し上げましたように、自主防災かみかわにおきましては、そういった防災士の取得の支援制度も新たに創設して、防災リーダーの育成に向けた取組として進めております。また、これも同じく申し上げましたけれども、自主防災かみかわ総会時に防災研修として講演なども実施をしております。

そして、先般の自主防災主体で実施していただきました防災訓練では、そういった避難訓練や炊き出し訓練など、各種訓練を実施する中で、そういった防災意識について区民の皆様と考えていただいて、そういった部分で自主防災組織の育成につながっているというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 分かりました。

では、次の質問に入ります。災害が起こった場合、災害対策本部を設置します。これ、神河町の場合は本庁舎2階となっております。もし仮に、この2階が災害に遭う、これ、強固な建物、頑丈な建物が災害に遭うことはないと普通はやっぱり考えます。

ところが、阪神・淡路大震災のときに、長田、それから灘、これ、ごっつい火災になりました。何で火災になったか御存じですか。これは、神戸市の水道局が入ったビルが潰れまして、水道の施設を示している図面が結局見れなかったんです。だから、放水する消防車が水がどこに走っているのか分からなかったんです。だから、長田と灘ですね、物すごい火事になりました。神河町でも一番頑丈そうなこの庁舎の建物、2階という設定があります。もしここが駄目なら、ほかのところになってますよね。例えば神河町の場合は、神崎の支庁舎とか、向こうのホールですね、大河内保健センターとか、いろいろありますよね。神河町としては、防災のことを考えて、今、発電機を用意してますね、庁舎の中で。もしこういう、先ほど言ったように、ここがへしゃげたときに、ほんなら、神崎庁舎になる。そのときに、神崎庁舎に発電機の必要性やっぱり考えると思うんですが、その辺どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。現在、神崎支庁舎のほうの非常用電源の発電機につきましては、今、4時間対応できる発電機のほうを完備してます。主にワクチンを保管してますので、もし停電時にワクチンを死滅させないために準備をしておりますが、その分について4時間の対応ができるという状況でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ちなみに本庁舎のほうのはどれぐらいの、何日もつんか、

そのところちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。今、栗原議員の御質問の本庁舎の非常用発電のもちの時間ですけれども、今現在、今年度、ちょうど更新をかけておりまして、更新後につきましては72時間、3日間の発電ができるという施設に変えようとしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） お金のかかることですけど、やはり神崎支庁舎にも4時間じゃなく3日間、72時間稼働する発電機が必要じゃないかと思います。

病院のほうもたしか3日間は大丈夫なんですよ。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。病院の発電機につきましても3日間、発電ができる設備でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 町長か副町長、その辺どうですかね。やっぱり防災のこと考えたら、お金のこともあるんですけど、行く行くは将来的に、やはり神崎支庁舎にも必要じゃないかと思うんですけど。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 御指摘のとおりだと思います。町全体としてどのように守っていくかという観点で考えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 次に、防災、災害が発生したときの順位というのは決まっていますね。まず、当然、町長が第1順位です。2番、3番、4番、5番とあります。これについて、皆さん、御存じですかね。総務課長、わかりますか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。町長が病気、あるいはけが等で出勤できない場合の順位でございますが、対策本部長の代わりになるということでございますと、私でいうと4番順位ということでございます。すみません、副町長から次、順番ということになるんですが、私でいいますと4番順位ということになります。以上でございます。（「順に言うてください」と呼ぶ者あり）

順番ですね。第1順位といたしまして副町長、第2順位といたしまして防災特命参事、第3順位といたしまして住民生活課長、第4順位といたしまして総務課長、第5順位といたしまして建設課長、第6順位といたしまして、その場における最高責任者ということになってございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） これは何で第6順位まで決まっていると思われませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。私が答えてよかったかどうか分かりませんが、私の認識といたしましては、こういった大規模災害が起こったときに、誰がいつ災害に被災をされて、職場に出てこれないということが起こるかもしれない、そういうことを想定した上での順位だと考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） そのとおりですね。ここにおられる執行部の方、誰が町長の代わりをしてもいい、そういう意味で1番から6番まで決まっているんだと思います。やはり判断が大事なんですよね。何かあったときには、もう町長も当然ですが、私がちょっと西日本豪雨のときの総社市の市長ですかね、その話をお伺いしたときも、決断は1分以内にしなければならない、1分。もうだから、瞬時の判断をしなければならない。それを、町長、仮に川上です、川上で石が落石してきて通れませんが、こうなったときに、ほんなら、今度は副町長、副町長はちょっとけがをしたので出られない、そういう形で4番、5番、6番になったら、6番目は全員なんですよ、ここにおられる。だから、自分が町長としてどうするかぐらいのことを考えておいてほしいと思うんです。私が今日、防災について質問したのは、そこにあるんです。全員が、一人一人が町長の代わりができる、そういう執行力を持ってほしいんです。それが本来の目的なんです、今日の質問の。

次に、災害が起こったときに、まず考えなあかんことなんですけど、どうしても災害が起これば、瓦礫ができます。瓦礫の処理をしなければいけません。だから、場所をやっぱり想定しとかなあかんと思うんですけど、それはどうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。先ほどの瓦礫の処理といいますか、一時保管という意味かなと思いますけれども、そういった部分についてということで、そういった場所の確保ということかなというふうに考えております。本来でしたら、この瓦礫といいますか、災害廃棄物につきましては、災害廃棄物の処理計画というものを作成するという事になってございますけれども、今現時点では神河町ではその策定ができてございません。そういった中で、どこをそういった仮置場にするのかという部分ですので、きちんとそういった部分も、現在のところは指定できていないというのが現状でございます。

今、こちらで想定できるという部分ですけれども、そういった広い土地というのは神河町でどこなのかなというところで、はにおか運動公園の野球場であるとか、旧大山小学校の跡地であるとかという部分かなと思うんですけど、それと併せまして、応急仮設住宅の建設候補地のリストにもそういった部分は入ってございます。そういった意味で、そういった仮設住宅の建設候補地というか、建設から外れるといった場合には、そういった土地も使えるのかなというふうには考えておりますけれども、先ほども申し上げま

したように、現時点できちんとそういった部分が定められてないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） やっぱりこれ、大事なことなんで、瓦礫の仮置場、また、復興住宅を建てる場所ですね、学校の運動場なり、ある程度決めておかないと、いざというときには間に合わないと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、防災の倉庫ですね、かなり品物も増えてきていると思うんですが、ちょっと私、小さいところ見てみまして、31年のときの防災の保管庫の数と、この4年の3月の保管庫の数を見てみますと、神崎水防倉庫の中にあった、例えばスコップとかつるはしとかそういうものがゼロになっただけですけど、この辺、何でこういうことになっただけか。また、感染症が関係するんかどうかはちょっと分からないんですけど、仕切り管とか、どういうんですかね、ロゴスの製品なんかも少なくなってしまうんですけど、その辺、分かりますかね。何でなくなってるんか、少なくなってるんか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

先ほどの水防倉庫の資機材の数量が減っているというところでございます。これにつきましては、例えば、きちんと全員が把握できているというわけではございませんけれども、例えば水防時に消防団や自主防災と一緒に現場活動をするということでございますので、そういった部分でスコップや鋤簾などの機材を使用した場合に、ほかのところにもちょっと行ってしまったというようなことも考えられるんですけども、その都度その都度、毎年、資機材については確認をしております、その現状という部分で、今、記載されているような状況になっております。

また、そういった資機材につきましては、当然、災害時の使用という部分なんですけれども、各イベントなどでも必要であれば貸出しということもしてございます。そういった部分で、最終的な数量が今、現状の数量となっているということで、これにつきましては、今年また、昨年からこういった現象を把握しておりましたので、今年度に兵庫県の市町職員互助会の安全安心のまちづくり事業を活用しまして、スコップや鋤簾のほか、資機材について追加で購入もしてございます。

また、備蓄の中の仕切りの、どういうんですかね、サイドウォールというものが少なくなっているというような御指摘かなと思いますけれども、これにつきましては、本部の倉庫に1か所で管理しておりましたけれども、それをセンター長谷以外の防災倉庫の5か所に移動をさせているというようなことで、その箇所でも数が減っているということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、保管されているところは防災倉庫、それから神河中学校、それから神崎水防倉庫ですかね、3か所なんですけど、いい機械が置いてあると

ころはほとんどこの役場の倉庫ですね。先ほども言ったように、地形から見て、神河町っていうのは災害に遭いやすいのはどうしても谷のほうやと思うんですけど、貸出してという制度を仮に設けて、もし何かがあるときには前もって、例えばその地区の人が要望すればその機械を貸し出す、そういう制度も考えてみてはどうかと思うんですが、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。ありがとうございます。こちらも貸出しにつきましては全然問題ないというふうには認識していたんですけども、改めてそういったお話を聞かせていただいて、制度という部分で考えるかどうかということもありますけども、事前に集落の地区の方に、こういった資機材があるということも御周知しながら、もし必要であれば貸し出しますよというようなことを事前にお伝えするというのも大変いいことかなと思いますので、それにつきましては出水期前という部分もありますけれども、区長会等でそういったお話をさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） よろしく申し上げます。

それと、災害があった場合の資材輸送班、ここでは救援物資が集まってきます。この担当はたしかひと・まち・みらい課と地籍課になると思うんですけど、この場所、どこか分かりますか、2か所、資材が集まってくる場所ですね。

○議長（小寺 俊輔君） どなたが。

藤田地籍課長。

○地籍課長（藤田 晋作君） 地籍課、藤田でございます。資材輸送班の班長をしております。物資が集まってくる場所ですけれども、グリーンエコー笠形、海洋センター体育館、それから、神河町中央公民館、グリンデルホールということで認識しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ありがとうございます。よく勉強されてて助かります。よろしく申し上げます。

次に、2つ目の質問に入ります。コロナ禍の影響で実施できていなかった防災訓練を令和4年11月6日に栗賀小学校区を対象に実施しておりますが、この内容についてお尋ねします。この防災訓練の内容、次に、この訓練を実施して分かったこと、よかったこと、反省点と改善点、それから、今後の行政機関としての取組、これも関連がありますんで一括で回答をお願いできますか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、栗原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の自主防災かみかわ防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和元年11月に実施しました寺前小学校区の訓練以降、延期しておりましたが、ワクチン接種も進み、感染による重症化リスクも低下してきていることから、3年ぶりに実施をいたしました。

当日の訓練参加者は、住民基本台帳による対象世帯1,617世帯のうち795世帯で全体の49%、参加者は、同じく住民基本台帳による対象人口4,311人のうち1,104人で、全体の約26%の方に御参加いただき、そのほかに本部役員11名、初動巡視班の6名に役場職員10名を合わせた1,131名となりました。

訓練内容につきましては、全体共通訓練として、線状降水帯の発生による大雨を想定しての避難訓練を実施しました。その中で、警戒レベル3による高齢者等避難の発令では、民生委員・児童委員、民生協力員の皆さんを中心とした安否確認訓練を行いました。その後の警戒レベル4による避難指示の発令時には、消防団による警戒広報、避難誘導訓練を行い、参加者全員の避難を確認した後、防災行政無線ハンドセットを活用しての避難者数の報告訓練を実施しております。その他の共通訓練として、新型コロナウイルス感染を考慮し、アルファ化米により非常食炊き出し訓練も行っております。

共通訓練の終了後は、各地区で計画された選択訓練として、消防団の指導による消火器、消火栓訓練、日本赤十字社兵庫県支部の指導によるAED訓練、三角巾訓練、兵庫県防災士会の指導による段ボールベッド組立て訓練、健康福祉課職員の指導により車椅子を使用しての避難行動要支援者の避難訓練を実施しております。

2つ目の訓練を実施して分かったこととしまして、11月30日には訓練の反省会を行いまして、各地区の自主防災リーダーや民生委員・児童委員、消防団からの御意見をいただきました。

よかった点としましては、車椅子の操作訓練を実施したが、やってよかったという声が多くあった、避難経路で危険な場所の確認ができた、耳が聞こえにくい高齢者等の災害時要援護者は、防災行政無線が聞き取りにくいので避難誘導が大変重要であると感じることができた、マイ避難カードの新規登録ができた、避難場所が土砂災害の危険性があることから、早めに安全な避難場所への避難が必要であると確認ができたことなどでございます。

次に、反省点、改善点につきましては、消火栓訓練時に筒先のパッキン損傷により水漏れがあったため、器具等の点検をしっかりとやる必要があると感じた、誰がどの班に所属しているか分かりにくかったため、腕章だけでなくベストを用意する必要があると感じた、使用できない発電機があった、また、必要な資機材がないことに気づいたことで防災倉庫を毎年点検する必要があると感じた、避難行動要支援者の把握ができていなかった、訓練に緊張感がないように感じた、避難場所までのルートをもっと検討しておくべきと感じた、避難誘導に時間がかかってしまった、以上のような御意見がございました。

3つ目の今後の行政機関としての取組ですけれども、今回の自主防災かみかわ防災訓

練を通じて、改めて災害時の早期避難の重要性、特に災害時要援護者の方の安否確認や避難行動要支援者の避難誘導の重要性を感じました。一方、過去のアンケートでは、約4割の方は危険が予測されていても避難しないという結果も出ております。コロナ禍により、三密を避けるため、状況によっては自宅の2階に避難する垂直避難といった考え方もありますので、各集落で作成をお願いしております地区防災計画については、型にはまったものではなく、地域の特性に応じて作成することが重要です。特に世帯数や人口減少が進んでいる集落では、そういった体制整備が困難となってきましたので、自主防災かみかわでの支部単位、さらに地域自治協議会といった広域的な枠組みの中での計画づくりも検討していただく必要があり、行政として支援しなければならないと考えております。

また、本年度は各集落にアルファ化米の配布をさせていただきましたけれども、災害資機材につきましても、故障などで使用できない、あるいは不足している資機材がないか各地区で確認をしていただき、必要なものにつきましては、財源確保と併せて配備を検討していきたいと考えてございます。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 訓練、御苦労さまでした。大変やったと思います。でも、今後も続けていく必要があると思いますので、ちょっと気を引き締めて頑張ってください。

参考になるかどうか分かりませんが、県下で豪雨で被災した兵庫県下の市町村のその後の取組についてお話しします。危機管理課が住民の方々の電話対応に追われ、他部署への指示が迅速かつ適正にできない状況であったため、今後は全庁的な所員の配備体制を迅速かつ適正に行えるよう、危機管理課を総合政策部に含め、災害対策班構成を見直し、電話対応を別室で行うことで災害対策本部機能の強化を図る。これ、よそのあれですけどね、避難所と対策本部との情報共有が不足していたため、タブレットを避難所に設置し、対策本部との連絡を密にする。急傾斜地崩壊危険箇所内の600戸に対し、早めに避難をお願いする注意喚起の案内を送付する。住民の方から寄せられた被災状況を迅速に災害対策本部へ伝達するため、各所管課で被災状況を記録した受付処理簿を報告し、災害対策本部で情報を一元管理できる体制づくりに努める。活字のみの表示ではなく、通行止め箇所を明示した図面を町のホームページで確認できるように努める。防災について、外国人の方に関する事案が増えると予想されることから、外国人の視点を持った防災会議委員も必要ではないか。この12月半ばに、今度、地域おこし協力隊で外国人1人求められております。この方が適任ではないかなとも思っております。

やはり大事なのは地域との密着ですね、地域の人と常に接していくことが大事だと思います。神戸新聞でこういう話も載っておりました。防災訓練で深まった交流。先日、防災訓練が住んでいる地区で開催された。AEDや消火器の使い方講義があり、ために

なった。気になったのは、消火栓について、自宅近辺は木造住宅が密集し、消火がかなり困難であるらしく、日頃からどこに消火栓があるかチェックする必要があるとのこと。学校のプールの水や川の水も利用可能らしく、いろんな消火方法が身についた。消防団員の方々が一つ一つ丁寧かつ迅速に、AEDや消火器の使い方を実践された。私も飛び入りで体験させてもらい、いざというときに動けるよう身を引き締めつつもりだ。心臓マッサージを続けるのにかなりの体力を消耗することを知り、人手が多いほうが助かる可能性も高くなることも学んだ。こういう行事がきっかけで、地区の方々と交流も深まることも教わり、充実したひとときであった。どうか災害が起こらないことを祈りながら。いい話ですね。やはり大事だと思います。

それと、一昨日ですかね、佐用高校の生徒が企画した防災訓練も行っております。これは、行政やとか消防など610人が参加しております。佐用も水害に遭っておりますので、やはり高校生からそういう試みをしているんだと思います。

今日の話で、町長、どうですかね、防災について今のお考えをちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 栗原議員の御質問にお答えさせていただきます。

この自然災害については、近年、いつ、どこで、どのような状況の中で発生するかは分からないということがございます。そして、何よりも一番予知できないというのが地震災害であろうというふうに思うわけです。それ以外の台風、そしてまた豪雨という分については、事前に予知できるものがございます、特に一番予知できるのは台風ということになってきます。一番怖いのは、台風が通過する、そういった台風の影響の中で突然発生する線状降水帯による長雨、ここが我々としても一番予知できないという点でございます。いろいろと雨雲レーダーの動き等も見ますが、レーダーでは、この雨雲が今後どこに行くのか、恐らく今後どんな雨雲が発生するかという一定の予測はされますが、しかしながら、実際はその予測した以上の雨雲が発生することによって、大きな災害が発生しているということでもあります。それは過去の災害から学ぶことでございます。そういった状況を我々がどう把握するかという点でございます。避難について、神河町は非常に急峻な地形ということでもあります。避難所の指定といっても、いろんな災害がございますから、なかなか地区防災計画をつくるにしても難しい。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長、答弁の途中ですが、60分が過ぎましたので、以上で一般質問を終わります。

そうしたら、以上で栗原廣哉議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を11時30分とします。

午前11時12分休憩

午前11時30分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 失礼いたします。貴重な時間をお借りいたしまして、先ほど休憩時間、10時10分再開であったところを、遅刻してしまいました。これはもう単純に10時10分が再開のところ、15分と勘違いしての遅刻でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、引き続き一般質問に入ります。

次に、1番、小島義次議員を指名します。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島義次です。一般質問をさせていただきます。今回は、主な項目2点についてお尋ねします。

まず最初に、活力のあるまちづくりのための改善策についてお伺いします。現在、少子高齢化や人口減少が進み、町行政としてもあらゆる手法を使い、元気な神河町存続に努力されておられることはよく伝わってきます。ありがたいことだと思っております。そこで、町民の方から御意見がありました、それも踏まえて、今後も活力あるまちづくりのために何点か改善の余地があるのではないかと気づいたことについて質問させていただきます。

その中で、まず最初に、町民の方からの御意見がありました。町内でも200人以上の雇用を支える大企業とも言える役場である。全員が一丸となって住民に親しみのある役所づくりを目指しているのか、変化が見えないし、感じられない。本当に町をよくしていく意思があるのか。掛け声ばかりでなく、町の中心となる役場が変わらなければ町も変わらないとの厳しい御意見も聞いております。裏返して言えば、それだけ町民の方は役場に多くの期待を持っておられるわけです。いろいろな取組をされている中で、具体的には職員の接客研修、また、今後の研修計画は予定されているのかどうか、どのような内容なのか等々ですね、今以上に職員が変わり、役場が変わる取組をしなければならぬのではないかと思います。その取組をどのようにされたか。そして、今後どう実践されていくのかをお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の活力あるまちづくりとは、神河町が進める持続可能なまちづくりと考えておりました、区要望をはじめ、安全安心な社会基盤整備を進めながら、世代交代、現役世代に定住していただき、人が人を呼び込んでくる展開が必要と考えています。

その持続可能なまちづくりの指針こそが、本年度強力に進めています2050神河将来ビジョンであります。このビジョンの作成には、議員にもワークショップに参加いただいたところでございますが、役場の若手職員にも積極的に意見を出していただき、神

河町が思い描くビジョンは、住民と行政の中で共有化されているものと認識をしているところでございます。

このビジョンは、30年後、こんな町でありたいという姿であります。そこから逆算して、今何をすべきかをしっかり考え、地域創生の中で取り上げていくことが重要で、ありたい姿に到達するための戦略をつくっていかねばならないと考えています。その中で、まちづくりの共有化を進め、住民と行政の距離を縮めることが、親しみのある役所づくりにつながっていくものと考えています。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、小島議員の1番の御質問にお答えをさせていただきます。

神河町では、先ほど町長からありましたように、2050年神河将来ビジョンの作成をはじめ、旧粟賀小学校跡地の公園整備についても、ワークショップを開催し、住民の声を大切にしながら事業の推進に努めております。

また、住民の皆様マイナンバーカードの取得を呼びかけていることから、住民生活課や健康福祉課の窓口で煩雑さが出ているということから、親しみやすさが感じ取れないと思われるかもしれませんが、利用者目線での窓口対応を目指しているところであります。

10月には、全職員を対象に防災の図上訓練を実施し、災害に対する意識づけを行うなど、職員には行政サービスの向上に向けて高い意識を持って取り組んでおり、関係者の皆様には感謝をしているところでございます。

次に、職員の接遇研修や意識改革につながる内容の研修については、兵庫県や播磨自治研修所が主催する研修会にも積極的に参加し、そのほか他市町の同じ年齢層の方との交流を深めながら、知識の蓄積にも努めております。

役場内では、今年には人権研修でメンタルヘルス、職員個人が取り組むセルフケアに関する内容で行いました。この研修の趣旨といたしまして、様々な諸課題に対する住民皆様の要望に応じていくため、役場職員が心身ともに健康で、その能力を十分に発揮することが必須であり、職員の元気が役場全体の元気につながっていくものと考えているためでございます。

また、今後の予定といたしましては、2月には、元奈良県庁のスーパー公務員と称されました、また、松岡議員からの御紹介にもしていただきました福野博昭氏を迎え、若い職員との交流も予定をいたしております。

今後とも、「町民は役場を選べない」という町長懇談会の御意見を肝に銘じて、接遇研修をはじめ様々な研修を企画していきながら、職員の意識向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。様々な取組を本当に感謝いたします。

今年の6月議会でも質問させていただきましたが、接客対応について、6月議会では、当然あるべき姿の内容を答弁されていましたが、それ以降、半年たちましたが、職員の方の行動の変化はありましたでしょうか。また、ありがとうございますの言葉が来客者から多く聞けたかどうかということです。受付カウンターの近くの職員のみでなく、全職員が窓口対応意識を持ち、役場全体にその気持ちが広がっていればと思っております。その結果について伺います。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

6月議会で御質問をいただいてからということではございませんが、職員は個々の業務目標にも「気持ちの良い窓口対応」を掲げ、日頃から意識して接客には取り組んでおります。

御指摘いただいた事項については、管理職会議で共有をしまして、各課職員に周知がなされております。

役場内の取組といたしましては、まずは挨拶と笑顔の徹底でございます。来庁される方の不安や迷いを和らげるために、また、親しみのある役場にするためには、これは欠かせない要素でありまして、これの実践につきまして、毎週の週初めにはグループウェアに総務課のほうから掲示がされまして、全職員に対して繰り返し啓発がされております。

また、担当者が不在でも、来庁された方に滞りなく用件を済ませていただき、また、満足して帰っていただけるように、各課、毎朝の打合せによりまして、課内連携に努めております。

それから、最近ですけれども、本庁の住民生活課と支庁舎の健康福祉課の窓口におきましては、マイナンバーカードの関係の手続で多くの来庁者があります。カードやポイントの内容説明や端末機の操作で少々時間がかかりまして、順番で待っていただくことが度々あります。窓口がいっぱいときにはその他の職員が窓口に留意をいたしまして、来庁された方には声をかけて、待っていただく旨をお願いするなど、御理解いただけるよう担当課としては取り組んでおります。

ありがとうございますの言葉をいただいているかというところでございますが、来庁者の方にはそういった言葉をかけていただくこともございます。今後も引き続き親しみのある役場に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤田地籍課長。

○地籍課長（藤田 晋作君） 地籍課、藤田でございます。簡単に地籍課の窓口業務の取組について報告させていただきたいと存じます。

地籍課では、業務のサービス向上を目的に、窓口対応マニュアルというのを作成しまして、随時更新を行って、均等な窓口対応ができるように取り組んでおります。

今年、特に頑張ったのが、法定外公共物の使用許可の運用基準を整理いたしました。また、証明手数料の徴収については、10月から出納員を設置しまして、窓口で現金を取り扱えるようにしております。最近、土地の問題で相談が多いんですけれども、特に農地、山、その関係につきましてもしっかりと話を聞いて、課をまたぐ場合は、その課に、例えば農林政策課とか、ひと・まち・みらい課、建設課、上下水道課、総務課で、相談の内容がまたぐ場合は、お客様とともにその窓口へ行って、しっかり内容を伝えて、解決策を見つけるというような、横断的なサービスも実施しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。その取組をさらに続けていただければと思っております。

次に、町営住宅の件についてお尋ねします。特に、若者世帯向け家賃補助事業の住宅に住んでいる方が町内に自宅を新築して、その町営住宅を出ていかれた件数は、大体過去5年間でどのくらいあったのかということですね。それからまた、町外に家を建てて、出ていかれた件数はどのくらいあったのかということをお聞きします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成25年当時、成人式の対象人数が140人に対し、その年の出生数が40人台に減少するという事態となり、3分の1の出生数しか見込めないこととなりました。この若者世帯向け家賃補助制度は、若者世帯向け住宅、これは新野駅前と中村団地のことでございますが、それぞれの建設と合わせて始めた制度でございまして、その後2か年は出生数70人台まで回復させることができました。ちなみに、地域創生総合戦略の目標出生数は年間80人でございます。

この若者世帯とは、夫婦年齢の合計が80歳未満の新婚世帯や高校生までのお子様のおられる子育て世帯を若者世帯と定義しておりまして、この若者世帯向け家賃補助制度は一定の所得制限はあるものの、新婚世帯2か年、子育て世帯5か年、合計7か年の間、月額家賃4万円を超える額の最大2万円までを補助する制度でございます。

なお、詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

この若者世帯向け家賃補助制度は、平成26年度から令和3年度までの8か年で、町内外合わせまして123世帯に御利用いただいております。町外への転出を防ぎ、町内への転入を誘導するという効果を上げております。この影響で町内のマンション・アパートの部屋が不足しているといったことにもなっております。

議員御質問の平成29年度から令和3年度までの過去5か年では、ちょうど100世帯に利用いただいております。このうち町内転居された世帯が13世帯、町外へ転出された世帯は6世帯となっております。それ以外の世帯はそのまま継続して住んでおられるということでございます。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。町内で13世帯、町外で6世帯ということは、町内のほうが割合が多いということが言えます。町としては、できるだけ町内に新築して永住してほしいとの願いがあると思えますけれども、その後、進める手だてとしてどうなのかということで、現在、新築されている方から、次のような声がありました。それは、家を建てたいが、農地転用が必要だとか、宅地そのものが少なく、住宅を建てる土地がなかなか見つかりにくいと。多分これは希望に応じた土地だと思うんですけども、そして、親戚や知り合いを通じてやっと見つけて、建築にこぎ着けたとのことでした。

家を建てたいが、適当な土地が見つかりにくいときに、行政として何か支援や手だてされているのかお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

若者世帯の住宅取得に対します支援事業補助金としまして、先ほどの家賃補助制度と並行して進めている制度がございます。家賃補助で町内に移住をしていただいて、その方々に次に町内で家を新築してもらおうという循環をつくり上げようとするものでございます。

若者世帯には、町内に家を建てていただいたり家を御購入いただいたりする際に、その建築費や購入費などの取得費用の10%、最大100万円、また、町内の建築業者様が建築された場合には5%、最大50万、さらに県産材を10立方メートル以上使っていただいた場合には4%、最大40万上乗せするということで、最大190万円を補助する制度でございます。

先ほどの平成27年から令和3年度までの7か年で123世帯がこの制度を活用いただきまして、町内に家を建てたり、購入いただいたりしております。先ほども御指摘ありましたように、この効果もありまして、現在、町内に分譲地が不足しているという状況がございます。令和4年度からは、町内に分譲開発をしていただける事業者に対する

補助制度も新設をしております、今年度10区画が造成される予定でございます。

以上、御質問の回答とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し補足をさせていただきます。議員御質問は、新築された方からの意見ということで、そういった補助制度を活用して家を建てたいということなんです、なかなか土地が見つからないというか、土地があっても、農地転用であるとか、また農業振興地域の除外申請であるとか、その辺りで結果、建てられなかったというふうな御意見を聞かれたのであろうというふうに思っております。その点については、農業委員会、また農振地域除外のそういった委員会もございまして、その都度、条件に合った部分について協議をして、転用であれば農業委員会、また除外申請はその委員会ということで、意見書をつけるというふうなことになってるんですが、なかなか本当に、できるだけそういった要望というんか、条件が合えば建設できるわけなんです、どうしても現状の条件に照らし合わせると合わないという部分も実際のところ出てきております。自分の土地であるのに建てられないという、ここが本当に、神河町に帰ってきたい、帰ってきて家を建てたいのに、それができない、だから、もう町外に建てなければいけない、そういうふうなところもお聞きしているところでございます。一気にその部分を変えていくというのはなかなか難しい部分もあるんですが、やはり自分の所有している土地に建築できるような何か工夫が、工夫というか、そういったことができないかなというところは私自身も強く思っているところでございまして、そこは本当に今後の早急に解決しなければならない課題であろうというふうに認識しております。

ただ、そういった部分と併せて、先ほど課長が答弁しましたが、この後の質問にも出てこようかと思いますが、新しい分譲地について開発した場合は50万円の補助、そういった制度を本年度より創設をして、今スタートしているというところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いろいろ永住するための土地、あるいは住宅建築に向けての制度ですね、それを進めていただきたいと思えます。

では、続きまして、4番目になりますが、その町内に新築したいときの補助金について、若者世帯住宅の取得支援事業補助金交付要綱の中で、町内の製材事業者から地域材を調達し、その使用量が10立方メートル以上の場合には4%の上乗せ補助があるとの文面がありますけれども、地域材というのは、どの範囲を指しているのかということです。町内産木材なのか、県内産木材なのか、お尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員御質問の、若者世帯住宅制度でいいます地域材の範囲でございます。これは、県産材としております。町内で伐採された材木というのはほとんど宍粟市の木材市場のほうに出されてございまして、そこで乾燥、加工されまして、県産材として流通することとな

ります。この中で神河町産材だけを証明書をつけて仕入れるということは大変困難でして、このため、県産材を使っていただくことによりまして、町産材の利用にもつながっていきだろうということで、県産材を地域材ということとしております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。そこで、この要綱が始まった当初から、地域材という表現があるんですけども、ある人によったら、町内産の木材のみしか地域材には適用されないんじゃないかという、そういうふうな認識される場合があったように思うんですけども、これは県産材であるということは、その要綱ができた当初からの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

この住宅取得制度等で地域材を活用された場合の上乗せ制度ができたというのは、ちょうど平成28年、29年度に林野庁のほうから人材派遣で来ていただきました方が段取りといたしますか、創設を企画いただきまして、創設いただいた制度でございます。当時は町産材ということで何とかできないかということでは、かなり町内の製材所さんの集まりでありますとか、そういうところでもいろいろとヒアリング等もしていただきまして御努力いただいたということですが、なかなかやはり町内の材木を乾燥、加工するというふうなことで、それを仕入れて、また加工だけを町内ですするというふうな、そこら辺をすると、かなりやっぱりコストが高くなってしまいうということにして、ちょっといろんなハードルがあるということが分かっております。

ということで、当初は町内産ということで始めたかったわけですが、なかなかそれではこの制度としてはちょっと無理があるということございまして、県産材ということにさせていただいているところであります。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。そういうところのPRをまたしていただければと思います、まだ当初のままの、町内産でないといかんのかという思いのある方もいらっしゃるので、またPRをお願いします。よろしいでしょうか。

じゃあ、次に。（発言する者あり）

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 確認をさせていただきたいと思います。当初は、ぜひ神河町産材で利用した場合、追加補助できないかということでいろいろと町内の業者の皆様方とも協議をしたんですが、なかなかコストがかかるということで、それは実現できずに。しかしながら、やはり地域材というふうな形で、何とか地域の木材を活用しようというところから、最終的にスタート時点から県産材ということで追加補助という制度を設けさせていただいております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。当初からその認識であったということだと思います。

次に、若者世帯の住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の中で、いわゆるリフォームのところですけども、町内の製材事業者から地域材を調達し、その使用量が5立方メートル以上の場合、補助対象経費の4%上乗せするとありますが、5立方メートルはどのぐらいの量なのかということです。私が単純計算でしてみたんですけども、10センチ角の柱ですね、それ、1メートルの長さの柱を基に計算すると、横10本並べて、幅が1メートル、それを10段上に積むと1メートルの高さで1メートル、1メートル、1メートルで1立方メートルになるという計算になってくると思います。それが5立方メートルなら、高さ5メートル積んだ量になるということで、かなり高いんですけど、その量になるんですけど、リフォームで実際にこの量を使うことがあるのかということです。今までにリフォームで5立方メートル以上の木材使ったの補助金が出たことはありますかということです。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

若者世帯向けリフォーム補助制度は、先ほどの住宅取得補助と並行して進めている制度でございます。若者世帯が町内の住宅をリフォームされる場合に、リフォーム費用の10%、最大50万、また、町内の建築業者が施工された場合には5%、最大20万、また、さらに5立方メートル以上の地域産材が使われた際には、4%、最大20万、合わせて最大90万を補助する制度でございます。

小島議員御質問の5立方メートルの木材量でございますが、木造住宅におけます木材使用量は、在来工法の場合、通常、床面積1平方メートル当たりの合板類を除く木材使用量、0.20立方メートル程度ということでございます。平均的な日本の住宅120平方メートル、約40坪程度でございましたら、1戸当たり木材使用量は約24立方メートルということになるということでございますが、この中でも地域材5立方メートルということですが、4寸角材でいきますと、2間の4寸角材にしますと、約85本ということになります。

次に、これまで補助した実績があるのかどうかということでございます。令和3年度、延べ床面積100坪の古民家を改修された例がございます。リフォームでは初めて木材利用を対象として補助したものでございまして、雨漏りが激しかったために、老朽化が激しかったということで、瓦だけでなく、屋根組み全て一新されたということでございます。町内3社から材木を仕入れて施工されまして、この工事で使われた量が5立方メートルということになっております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。今の説明の中にありましたけれども、5立方メートルを使うということは、かなりのたくさん、もう家中を全部柱取り替えなければならないような状態のリフォームである。リフォームであるかどうか、新築に近い状態だと思うんですけど。そういう状態ですから、そこまでいかないところがリフォームとしてたくさんあるというところになりますので、もし若者世帯住宅のリフォームを本当にしようと思うなら、もっとその敷居を下げて補助するかどうか、そこら辺のところの検討も必要ではないかと思うんですね。そういうところで、この要綱が現実ちょっと合ってるのかな、どうかなというところの疑問もあるわけです。

次、6番目に移ります。町外の方が町内に家を建てると補助金が出るが、町内の方が新宅などで家を建てても補助金が出ないとの御意見を受けたことがありました。このことについて、補助金交付条件に当てはまるのかどうか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。先ほどの木材使用量のお話でございます。先ほども御説明をしましたように、町内産材をできるだけ広く使おうということで、県産材を対象にして木材利用を進めようという趣旨の制度でございます。最低使用量の引下げをして補助対象とするのが、そこまでして補助をするのが妥当なのかどうかというふうなことも議論の分かれるところでございまして、現在のところは5立方メートルとしているところでございます。

次に、町内の方が神河町内に家を建てると補助金が出ないという御質問でございます。町内の方に交付できないということは全くございまして、町内、町外、同様に補助対象とさせていただいております。もし交付されなかったということがあるのであれば、それはまたほかの理由で交付できなかったのではないかと考えられます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。町内、町外同様に補助金が出ると、対象であるということですね。

他の理由で交付できなかったというような表現ですけども、他の理由というのはどんな場合かということです。私が聞いたのは、例えば親が家を建てて、それを子供に譲った場合ですね、それはどうなのかというような意見もありました。そこら辺ですね、親がちゃんと家建てて、若者が住むんですよ、子供が住む、譲ったって言うんだけど、その場合には補助金出なかったというところですけども、それはどうなんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。基本的には若者世帯ということでして、定義をしております夫婦年齢合計80歳未満の新婚世帯、そして高校生までの子供さんがいらっしゃる子育て世帯がお住まいになると

いうものであれば対象になるということになるかと思えます。親御さんが建てられた家ということをございますけれども、そのときに、同時に住むっていうふうなことになったのか、なっていなかったのか、ちょっとその辺りが判断でうまくできていなかったのかなという、ちょっと推測ですが、詳しく事情をお聞かせいただいたら、また調べさせていただきます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。またいろんなタイプいうんですかね、条件が変わってくると思えますんで、またいろんなタイプ別に調べていただけたらありがたいと思えます。

次へ進みます。次、創業促進事業補助金の状況について、9月の本議会でも質問させていただきました。創業したときに、補助金交付の条件として、10年間は町内で営業する規定があります。しかし、途中で休業したり廃業した場合の補助金の返還規約は整備されていますかということです。家を新築する場合の補助金にしても、病院の医師要請の補助金にしても、該当要因から外れた場合は補助金の返還について明確に規定されています。創業促進事業補助金の返還について、創業から10年の間に営業できなかった期間、つまり実質営業期間が10年に満たない場合には、営業されなかった年数分を案分した補助金の返還を求めるなど、要綱に規定が明示されているのかお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

創業促進事業補助金は、町内で新たに創業しようとする方に対しまして、創業に係る費用の3分の2、最大200万円を補助しようとするものでございます。20代、30代の女性がされる場合は、さらに1割の上乗せ、最大220万円を補助するということになります。これは、地方創生の一番の課題であります町内における仕事づくりという点で、総合戦略の中でも大きく成果を上げている事業の一つでございます。7年間で24件、70名の新規雇用を生み出しているということでございます。

これまでは、まずは町内で創業を始めていただくことに力点を置きまして、毎年、創業支援セミナーを実施し、町内での企業、創業を推進しているところでございます。

ただし、補助金交付の条件としまして、10年間定住していただいて、事業をしていただくということが条件になっております。皆さん、誓約書に印鑑を押して、申請いただいているということでございます。

途中でやめられた際には補助金返還ということが出てきます。現在、休業されている方はあっても、やめられた方はありませんが、議員御指摘の補助金返還につきましても、今後要綱を整備していきたいということで検討しているところでございます。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。そういう規定がなければ、曖昧になってしまう場合も出てくるかもしれませんので、また早急に整備していただきたいと思います。

以上ですが、補助金についてもいろいろと気づいたことをお尋ねしました。多くの場合は町民の方が利用して、役立つ内容になっております。補助金を活用した方も喜んでおられると思います。ただ、実際とかけ離れた補助金の条件設定がなされていることもあります。一部の補助金返還についても、町民の方が納得いくシステムになっていないことがあるのではないかと考えております。

令和3年度の決算書で、監査委員からの意見書にもありましたが、補助金が効率に使われているかとともに、補助金の適正な在り方、設定の仕方についても見直す必要があるのではないかと考えております。この点についての見解はいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの創業促進事業補助金につきましては、交付の際でございますが、神河町商工会と共同で進めている事業でございます。事業化に向けましては、専門家の講師によります5日間にわたります創業支援セミナーというものを受講いただきまして、修了いただくことを前提条件としております。

また、商工会によります指導の下、事業計画書というものを作成していただきまして、交付申請の際に添付していただくような形を取らせていただいております。それによって、補助金の交付決定、実績報告等に基づき、補助金交付をさせていただくということにしております。

このフォローアップにつきましても、中小企業診断士を入れまして経営診断をしているところですが、当面はこの経営診断の徹底をより一層図っていきたいと思うところでございます。

また、今後は補助金交付条件の中に、毎年の経営状況の報告をいただく、あるいは商工会への入会の義務づけ等も検討していきたいと思うところでございます。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。これは創業促進事業のみでなく、全体的な見直しも必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。ちょっと失礼ですが、副町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 広い意味での補助金が目的に沿って使われたかということと、その後のフォローですね、その分をうまく使われているかということを見守っていくということも含めての御意見かなと思います。本当に貴重な財源を投資してますから、目

的に沿って十分に活用できているかということは、フォローも含めて、見守っていく必要があると思っています。丁寧に対応していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。またよろしく願いいたします。

次、大きな項目に移ります。出産・子育て応援交付金事業についてお尋ねします。

厚生労働省は先月の11月18日に出産・子育て応援交付金事業について概要を発表しています。これは御存じのとおり、妊婦から出産、子育て全般について一貫して身近で相談に応じながら支援につなぐ伴走型の相談支援の充実とか、経済的支援を一体化して実施するものと受け止めております。

神河町では少子化を防ぐために、子育て応援制度が早くから取り入れられ、いろいろな支援を実施されてることはありがたいことです。しかし、出生数は減少傾向にあります。政府もようやく子育て施策の充実を打ち出しましたが、過疎地域では既に少子化はかなり進行しています。

そこで、妊娠期の相談支援、そして出産・産後の相談支援、また産後の育児期の相談支援について、どのような支援をされるのか。それと、特にゼロ歳から2歳児で、全国的に60%以上の未就園児があると聞いていますけれども、当町では家庭で育児されているのはどのぐらいなのか、その状況をお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河町の出生数は、県人口動態統計では令和2年は59人、令和3年、46人と大きく減少しており、令和4年においても令和3年と同程度と思われます。少子化対策はこの市町においても大きな課題であり、物価高騰に伴い、経済対策においても安心して産み育てることができる環境をつくることは喫緊の課題で、その一助として、今年度においても当町では出産応援として2万4,000円分の商品券を交付しています。

当町における子育て相談体制としては、平成28年に健康福祉課に神河町子育て世代包括支援センターを設置しており、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施しております。

また、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施については、令和4年10月28日閣議決定され、国の令和4年度補正予算案に計上されているところです。

事業の目的は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実と経済的支援を一体的に実施するためです。

ただ、現時点では国より実施・運用方法に関する大枠な説明しかございませんが、現時点での詳細について、健康福祉課保健師事業特命参事から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課特命参事、木村のほうから御説明させていただきたいと思います。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

神河町の0歳から2歳児の未就園児は161人中67人、約42%であります。この数値から、神河町は全国平均と比べ、保護者の就業率の高さ、子育て環境の充実を示しているものと考えております。

また、未就園児の中には、教育課で実施している子育て学習センターのグループ活動に登録されている方が46名おられ、横のつながりが強い地域ではないかと思っております。

教室参加以外にも、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたるまでのワンストップ相談窓口として、母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師が相談に応じ、継続して寄り添い、切れ目のない支援につながるよう、妊産婦の把握に努めております。

妊娠期から産後は、産後鬱など育児不安のリスクの高い時期にあります。保健師は、産前・産後サポート事業、妊婦・新生児訪問、母子の健診、乳幼児相談等を通じ、育児不安の高まる周産期から乳児期において面談の機会を設けております。

母子手帳交付時には、保健師が全数対面による面談を行い、また、妊娠後期には妊婦訪問や来所にて、産後は新生児訪問にて、アンケート調査による産後鬱など、育児不安等の相談に応じ、継続した支援を行っております。

また、相談支援機関としては、健康福祉課だけではなく医療機関、福祉、教育課等関係機関と連携し、個々のケースに対応しております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いろんな施策を通じて、安心して子育てができるというところがあると思います。

では、その中で、伴走型支援として相談・面談に当たられる方ですね、誰がされるのかということです。そして、面談の内容や実施方法はどのようにされるのかお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課特命参事、木村のほうから御説明させていただきます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

伴走型支援の相談・面談としては全て、妊娠期から子育て期にわたるまで3回のアンケートを活用し、寄り添い、様々な悩みに対応するため、保健師が訪問、来所による相談支援を行います。

1回目の妊娠時に面談を行い、出産までの過ごし方、それから、育児の今後の見通し

等を立てるための支援を実施します。2回目、妊娠8か月においては、産前産後サポート事業の検討・提案を行い、3回目、出産後の育児の悩みや疲れ等への把握及び相談のため、出生届け出後から乳児全戸訪問までの間、面談し、支援を行います。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いろんな相談があって、子供を産み育てるときに非常に不安に感じておられる方は、大変心強い支援だと思っております。

次に、今回の厚労省が出しております経済的支援では、妊娠届け出時に5万円相当、出生届け時に5万円相当の支援が上げられてあります。いずれも伴走型で、妊娠届け時の面談実施後や、乳児全戸訪問の面談実施後となっています。また、支給形態も商品券とかベビー用品、それから産後ケアなどの幅広く活用できるものとなっていますが、現金給付も排除しないとのこと。当町ではどのような方向性を考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課特命参事、木村でございます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

経済支援については、小島議員が言われるように、妊娠届け出時と出生届け出後、それぞれに5万円相当の支援となります。今年度においては令和4年4月以降に出産された全ての方が対象となりますので、既に出産されている方におかれましてはまとめた給付となります。

当町としましては、妊娠・産後の保護者の方が幅広く活用できるように現金給付で検討しております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。現在、この支援に該当する方は何人ぐらいいらっしゃるか。つまり、4月以降から遡って、5年の3月末までの予定も含めて、何人ぐらいいらっしゃるかお分かりでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 妊娠における支援の方におきましては、4月から母子手帳交付を3月末までの見込みとしまして約70名で、産後、出産お祝いとしましては、子育て応援としましては43名といった状況です。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。ということは、それで次の年の神河町の出生者数が大体予想できるということだと思いますね。母子手帳で70名ということですので、少し増えてきたかな。それとも、四十二、三名といえば、従来の線の

上にあると、線上にあるというふうな考え方もできるんじゃないかと思っております。

これは、1年目は現金給付でも可能ということですが、将来的には国はクーポン券とか、現金以外の方法を推奨していますが、当町では今後、今年いうんか、来年1年はこういった、その次ぐらいからはどういう方向で進められていくと、これは予想になると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） すみません、その質問のその前に、先ほどの人数の訂正させていただきたいと思っております。出産応援、妊娠時の応援としましては70名そのままですが、子育て応援、出産されてからの応援は43名と言いましたが、一応42名で今予定しております。

今後の支援としましては、神河町としましては、やはり町内でのギフトってというのがなかなか難しい状況にもあるかなと思っておりますので、妊婦さん、産後のお母さん方が自由に使えるようにということで、現金でということ考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。現金のほうが一番使いやすいということで、クーポン券にしたら手間もかかるしという面もあると思っておりますので、そうなるかなと思っておりますが、また状況に応じて検討されると思っております。

では、これで大体私の質問、終わります。ありがとうございます。これは町民の方が……。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員、すみません。

桐月健康福祉課長。

○議員（1番 小島 義次君） まだ、はい、失礼します。

○議長（小寺 俊輔君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 先ほど小島議員が来年度出産の数が70人ぐらいに見えたというふうなことを言われたと思うんですけども、この70人というのは、本年度出生される42名プラス、来年の9月までに妊娠、出産をされる方になりますので、単純に来年が70人じゃなくて、計算をすると70から42ですから、32名程度が9月までに出産もしくは妊娠をされる方というふうに理解していただきたいと思っております。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。そういうところの将来の見通しがやっぱり変わってくるかなと思っております。

それで、町民の方が少しの用事で行っても、役場に来て、気持ちのよい、行きやすい役場にと。また、便利に役立つ補助金制度など、町の皆さんが、よし、頑張ろう、やろうという気持ちになって、町が活力ある方向へと進みますように、また施策をお願いいたします。そして、安心できる出産・子育て環境の整備、安全安心なまちづくりがさらに進みますようお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとう

ございました。

○議長（小寺 俊輔君） 小島義次議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から12月20日まで休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から12月20日まで休会と決定しました。

次の本会議は、12月21日午前9時再開とします。

本日はこれにて散会とします。どうもお疲れさまでした。

午後0時27分散会
